

滋賀県済生会
小規模多機能型居宅介護事業所済生会なでしこ栗東
重要事項説明書
<令和7年4月1日現在>

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(栗東市指定 第 2591200072 号)

当事業所は、ご利用者に対し可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活が継続できるよう、介護保険法令に従って小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目次

- 1・事業者
- 2・事業所の概要
- 3・施設・設備の概要
- 4・事業実施地域及び営業時間
- 5・職員の配置状況
- 6・当事業所が提供するサービスと利用料金
- 7・サービス利用の中止、変更、追加
- 8・小規模多機能型居宅介護計画
- 9・苦情の受付
- 10・緊急時及び事故発生時の対応
- 11・非常災害
- 12・個人情報
- 13・身体拘束の禁止
- 14・人権擁護及び虐待防止
- 15・ハラスメント対策
- 16・衛生管理
- 17・損害賠償
- 18・暴力団等の排除
- 19・運営推進会議の設置
- 20・協力医療機関、バックアップ施設
- 21・その他

1. 事業者

法人名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会
法人所在地	滋賀県栗東市大橋二丁目4番1号
電話番号	077-552-1221
代表者名	支部長 堺井 拓
設立年月日	昭和27年5月27日

2. 事業所の概要

事業所の種類	小規模多機能型居宅介護 栗東市指定 第 2591200072 号
事業所の名称	小規模多機能型居宅介護事業所済生会なでしこ栗東
事業所の所在地	滋賀県栗東市出庭 697 番地 1
電話番号	077-551-2803
代表者	管理者 松並 睦美
開設年月日	平成26年4月1日
登録定員	登録 29人 (通いサービス18人・宿泊サービス9人)

3. 施設・設備の概要

居間及び食堂	1室 71.2㎡
宿泊室	個室の定員：1人、全9室 洋室(4室)・和室(5室)
浴室	機械浴室・一般浴室(併設施設と共有)
消防設備	スプリンクラー設備・火災通報装置・自動火災報知設備 消火栓・非常灯・誘導灯
その他	地域交流室・相談室

上記は、指定小規模多機能型居宅介護事業所として厚生労働省が定める基準に準じています。

4. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	栗東市
営業日	24時間 365日
通いサービス	月曜日から日曜日 8時30分～17時15分
訪問サービス	24時間
泊りサービス	月曜日から日曜日 17時15分～8時30分

5. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		業務の総括・従業者の管理及び業務管理	1名
介護支援専門員	1名		サービス計画書の作成、見直し、サービスの調整、相談業務	1名
看護職員	1名		利用者の健康管理、医療ケア、相談	1名
介護職員	8名	6名	事業所及び訪問先での生活介護、相談業務等	14名

6. 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付対象となるサービス）
 ご利用者の自己負担は介護保険負担割合証（1割負担あるいは2割負担あるいは3割負担）に記載されています。
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担していただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

<サービスの概要>

種別	サービスの概要
通いサービス	事業所のサービスの拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します ①日常生活の支援 移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護と見守り ②健康チェック ③生活リハビリ 日常生活を営むのに必要な機能を維持するためのリハビリ及び心身の活性化を図るための必要な支援 ④食事支援 食事の準備、食事介助及び見守り ⑤入浴支援または清潔保持支援（清拭等） 身体状況に合わせた個別的な支援 ⑥排せつ支援 状況に応じた適切な排せつの介助 ⑦送迎支援 希望により自宅と事業所間の送迎

訪問サービス	必要に応じ、利用者の自宅に訪問し、日常生活上の世話、支援を行います ①日常生活の支援 移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護と見守り 居室の掃除、生活必需品の買い物等 ②健康チェック ③食事支援 食事の介助、調理 ④入浴支援または清潔保持（清拭等） ⑤排せつ支援 状況に応じた適切な排せつの介助 ⑥訪問・電話による安否確認
宿泊サービス	事業所に宿泊し、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します
緊急短期利用	要介護度の状態や家族の事情により当事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合は7日以内の利用が可能です
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていないと確認した場合は、申請が行われたかどうか確認し、利用申込者の意思を踏まえて速やかに必要な援助を行います
居宅サービス事業者等との連携	利用者が利用する指定居宅サービス事業者との連携を密にします
相談・助言等	利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います

<サービス利用料金>

ア) 通い・訪問・宿泊のすべてを含んだ一月単位の包括費用の額

- ・利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。短期利用は日割りによる負担額。
- ・利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額：下記の料金表によって、負担割合に応じた負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は利用者の要介護度に応じて異なります。下記の負担額は地域区分を乗じた額です。また、計算上端数に誤差が生じる場合があります。）

地域区分=10.55

	単位数	負担額（円） 1割	負担額（円） 2割	負担額（円） 3割
要支援1	3,450	3,640	7,280	10,920
要支援2	6,972	7,356	14,711	22,067
要介護1	10,458	11,034	22,067	33,100
要介護2	15,370	16,216	32,431	48,646
要介護3	22,359	23,589	47,178	70,767
要介護4	24,677	26,035	52,069	78,103
要介護5	27,209	28,706	57,411	86,117

イ) 短期利用

利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合。

地域区分=10.55

基本料金	単位数 (1日につき)	1割負担額 (円)	2割負担額 (円)	3割負担額 (円)
要支援 1	424	448	895	1,342
要支援 2	531	561	1,121	1,681
要介護 1	572	604	1,207	1,811
要介護 2	640	676	1,351	2,026
要介護 3	709	748	1,496	2,244
要介護 4	777	820	1,640	2,460
要介護 5	843	890	1,779	2,668

- 月ごとの包括料金であり、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または利用が多かった場合でも日割りでの割引や増額はいたしません。
- 月途中から登録した場合又は終了した場合は、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を示します。
「登録日」・・・利用者が、当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
「登録終了日」・・・利用者当事業所が利用契約を終了した日
※登録日前もしくは登録終了日後にサービスを利用した場合は、日割り計算した利用料の実費分をお支払いいただきます。
- ご利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。<次項(2)参照>
- 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者負担も変更となります。

ウ) 加算

サービス内容などに応じて加算されます。

地域区分=10.55

対象加算	加算概要	単位数 (単位)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
初期加算	登録した日から起算して30日以内、または30日を超える病院(診療所)の入院後、再開した場合に算定	30 (1日につき)	32	64	95

認知症加算 (1)	認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施した場合に算定	920 (1月につき)	971	1,942	2,912
認知症加算 (2)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合に算定	890 (1月につき)	939	1,878	2,817
認知症加算 (3)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定	760 (1月につき)	802	1,604	2,406
認知症加算 (4)	要介護2で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対し小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定	460 (1月につき)	486	971	1,456
若年性認知症受入加算	若年性認知症の利用者に対して個別に担当者を定め、ニーズに応じたサービスを提供した場合に算定	800 (1月につき)			
看取り連携体制加算	看取り期におけるサービス提供を行った場合死亡日及び死亡日以前30日以下について死亡月加算(看護職員配置加算Ⅰを算定している場合に限る)	64 (1日につき)	68	136	203
看護職員配置加算	常勤看護師を配置することで算定 Ⅰ:常勤の看護師を1名以上配置 Ⅱ:常勤の准看護師を1名以上配置 Ⅲ:看護職員を常勤換算方式で1名以上配置	Ⅰ:900 Ⅱ:700 Ⅲ:480 (1月につき)	950 739 507	1,899 1,477 1,013	2,849 2,216 1,520
訪問体制強化加算	居宅における生活を継続させるために事業所の提供体制を強化した場合に1月につき加算	1,000 (1月につき)	1,055	2,110	3,165
総合マネジメント体制強化加算	サービスの質を継続的に管理した場合、1月につき加算	1,200 (1月につき)	1,266	2,532	3,798
サービス提供体制強化加算	Ⅰ:介護福祉士の占める割合70/100以上または勤続10年以上の介護福祉士が25/100以上 Ⅱ:介護福祉士の占める割合50/100以上 Ⅲ:介護福祉士の占める割合40/100以上または常勤職員が占める割合60/100以上または勤続経験7年以上の者が30/100以上	Ⅰ:750 Ⅱ:640 Ⅲ:350 (1日につき)	792 676 370	1,583 1,351 739	2,374 2,026 1,108
生活機能向上連携加算	当該事業所職員と外部のリハビリテーション専門職が連携してアセスメントを行い計画書を作成した場合に算定	Ⅰ:100 Ⅱ:200	106 211	211 422	317 633
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔の健康・栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に提供した場合に算定	1回20 (6月に1回限定)	22	43	64
科学的介護体制加算	心身の状況などに係る情報をLIFEを使い厚生労働省に提出していて、サービス提供にあたり必要な情報を活用している場合に算定	40 (1月につき)	43	85	127

介護職員 処遇改善 加算	介護職員の賃金の改善を実施している事業所がサービス提供を行った場合 I：算定した単位数の 149/1000	加算項目に より異なる	加算項目 により異 なる	加算項目 により異 なる	加算項目 により異 なる
--------------------	--	----------------	--------------------	--------------------	--------------------

(2) 介護保険の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

食費	朝食（ 440 円） 昼食（ 840 円） 夕食（ 620 円） 特別な食事を提供した場合は要した費用の実費。
宿泊代	洋室 2,090 円 / 1 泊 和室 1,870 円 / 1 泊
オムツ代	実費
レクリエーション活動等	材料費等の実費
その他	日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その他利用者が負担することが適当と認められる費用

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

(3) 利用料金の支払い方法

別途に定めている料金については、1ヶ月毎に計算しご請求します。翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 自動口座引き落とし
- ② 事業所での現金支払
- ③ 銀行振り込み

7. サービス利用の中止、変更、追加

- 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態、希望等を勘案し適時適切に、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するものです。

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、当事業所のサービスを中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

- 介護保険対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日 20 時まで申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日 20 時まで申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日 20 時まで申し出がなかった場合	食事代

- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合は他の利用可能日時をご利用者に提示し協議します。

8. 小規模多機能型居宅介護計画

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者及びその家族と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。小規模多機能型居宅介護計画、評価の内容及び評価結果は書面にして利用者へ説明の上交付します。

9. 苦情の受付

当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、苦情窓口までご遠慮なく申し出てください。迅速かつ適切に対応します。

当事業所の相談・苦情受付窓口	①電話番号 077-551-2803 ②担当者 宮下 達也 ③受付時間 月曜日～日曜日 8:30～17:15
行政機関等の相談・苦情受付窓口	① 滋賀県国民健康保険団体連合会 077-510-6605 ② 栗東市長寿福祉課 077-551-0281

10. 緊急時の対応及び事故発生時の対応

当事業所のサービス提供中に利用者の病状の変化、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡する等の必要な対応をします。主治医への連絡が困難な場合は協力医療機関に連絡し緊急搬送等の必要な対応をします。

当事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市に連絡をするとともに必要な措置を講じます。事故の状況及びその際に行った処置について記録し、その原因を解明し再発の防止に努めます。

11. 非常災害

非常災害に備えて消防計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備等の対策を行います。非常災害に備えて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

12. 個人情報

事業者が知り得た利用者の個人情報については、当事業所でのサービス提供以外の目的では使用しないものとします。外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族、代理人の了解を得るものとします。この守秘義務は従業者でなくなった後においても同様です。

13. 身体拘束の禁止

事業者は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を説明した記録、経過観察記録を整備します。

14. 人権擁護及び虐待防止

事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、職員に対する研修を行います。また、サービス利用中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

15. ハラスメント対策

事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護事業所の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、相談体制の整備等管理上必要な措置を講じます。
(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等)

16. 衛生管理

事業所は、利用者が使用する施設、食器その他の設備、または飲用する水について衛生的な管理に努めます。食中毒、感染症が発生し蔓延しないように必要な対応を行います。

17. 損害賠償

当事業所のサービス提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者の故意または過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められたときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り賠償責任を負いません。以下の項目に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が発生した場合

②利用者が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げ

ず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が発生した場合

③利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としないことにより損害が発生した場合

④利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反し行った行為が起因して損害が発生した場合

18. 暴力団等の排除

当事業所及び従業員は、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、その行う事業により暴力団を利用することとならないようにするものとします。

19. 運営推進会議の設置

当事業所は、サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言等を受けるため運営推進会議を設置しています。

構成	利用者の家族、地域住民の代表者、医療関係者、市の職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	概ね2ヶ月に1回
内容	運営状況の報告、サービスの評価、要望、助言等

20. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

	名称及び所在地
協力医療機関	済生会滋賀県病院 滋賀県栗東市大橋二丁目4番1号 TEL：077-552-1221
バックアップ施設	特別養護老人ホーム淡海荘 滋賀県栗東市出庭697番地1 TEL：077-552-1224

21. その他

- ご利用者またはそのご家族が利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、支払いを催告したにも関わらず30日以内に支払いがない場合、またご利用者やそのご家族がサービス従業員に対して契約が継続し難いほどの背信行為、迷惑行為を行われた場合は契約を終了させていただく場合があります。

- ペット類によって、サービス提供に支障が生ずると判断された場合は、サービス提供を終了させていただく場合があります。
- 事故及びトラブルを避けるために貴重品や必要以上の現金の持ち込みはお断りします。また、お預かりは一切行いません。
- 事業者もしくは従業者に対して、サービスの利用の代償としての金品その他の財産上の利益の供与は禁止されています。
- 訪問サービスの提供にあたって、ご利用者の家族に対するサービスの提供等、介護保険法令で認められていないサービスは行いません。
- 事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスについて、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地：滋賀県栗東市出庭 697-1 番地

名 称：社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部滋賀県済生会

小規模多機能型居宅介護事業所済生会なでしこ栗東

説明者： 職 名

氏 名

印

私は、本書面により事業者から小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

本 人

住 所

氏 名

印

代理人 続柄 ()

住 所

氏 名

印